

募集人及び当時の管理者に対する処分状況

【かんぽ生命が実施する募集人資格に係る処分】

1 特定事案調査

- 法令違反は311件(413人)、社内ルール違反は3,347件(2,222人)となっており、募集人資格処分確定は2,628人、不服申立期間中など処分判定中が7人。
- 募集人資格処分確定者の内訳は、業務廃止が67人(他事案13人、退職者等45人の業務廃止相当含む)、1カ月から6カ月の業務停止が1,009人、2週間又は3週間の業務停止が1,552人。

(11月30日時点)

| 違反区分 | 実質的業務停止期間・資格処分 | 該当者※ |
|-------------------|----------------|--------|
| 法令違反 413人 | 業務廃止 | 59人 |
| | 3又は6カ月 厳重注意 | 354人 |
| | 不服申立中など処分判定中 | 0人 |
| 社内ルール違反 2,222人 | 業務廃止 | 8人 |
| | 1~6カ月 厳重注意 | 655人 |
| | 2又は3週間 処分免除 | 1,552人 |
| | 不服申立中など処分判定中 | 7人 |

※ 退職者など募集人資格を既に持たない人数を含む。

2 多数契約調査 (昨年より実施している事案※1)

- 業務廃止が76人(退職者等9人の業務廃止相当含む)、1カ月から6カ月の業務停止が8人。

(11月30日時点)

| 違反区分 | 実質的業務停止期間・資格処分 | 該当者※2 |
|-------------|----------------|-------|
| 法令違反 84人 | 業務廃止 | 76人 |
| | 業務停止 | 6人 |
| | 3又は6カ月 厳重注意 | 2人 |

※1 2019年6月27日プレスリリース参照。

※2 退職者など募集人資格を既に持たない人数を含む。

【日本郵便が実施する人事処分(就業規則に基づく懲戒処分)】

- 前回公表時(10/28)以降、募集人の懲戒処分を165人実施(累計1,173人) 当時の管理者の懲戒処分を178人実施(累計499人)

■ 募集人の処分状況 (特定事案調査等・多数契約調査分) (11月30日時点)

| 対象者 | 処分量定 | 今回実施分 | | 累計実施数 ^(注) | |
|-----------------------------|------|-----------|----|----------------------|-----|
| | | 多数契約分(再掲) | 合計 | 多数契約分(再掲) | 合計 |
| 募集人 【今回】 特定事案 165人 | 懲戒解雇 | - | - | 25人 | 24人 |
| | 停 職 | 1人 | - | 13人 | 6人 |
| | 減 紿 | 114人 | - | 531人 | 1人 |
| | 戒 告 | 49人 | - | 594人 | - |
| | 訓 戒 | 1人 | - | 7人 | - |
| | 注 意 | - | - | 3人 | - |
| 合 計 | | 165人 | - | 1,173人 | 31人 |

(注)特定事案調査、多数契約調査以外で不適正募集が発覚した募集人1名の懲戒解雇処分を含む

■ 募集人の当時の管理者等 (郵便局長・郵便局部長等) の処分状況 (11月30日時点)

| 対象者 | 処分量定 | 今回実施分 | | 累計実施数 | |
|-----|------|-----------|----|-----------|-----|
| | | 多数契約分(再掲) | 合計 | 多数契約分(再掲) | 合計 |
| 管理者 | 停 職 | - | - | 2人 | - |
| | 減 紿 | - | - | 1人 | - |
| | 戒 告 | 4人 | - | 50人 | 4人 |
| | 訓 戒 | 88人 | - | 298人 | 10人 |
| | 注 意 | 86人 | - | 148人 | - |
| 合 計 | | 178人 | - | 499人 | 14人 |

(参考) その他の人事処分 (本社・支社・エリア本部等の責任者)

- 第1弾(7月実施)として、かんぽ生命・日本郵便の本社・支社・エリア本部等社員(378人)に対する処分を実施済 【処分実施総計: 2,050人】

※詳細は補足資料参照

■ 日本郵便が実施する処分等の補足資料

1 募集人の処分状況（特定事案調査等・多数契約調査分）

(1) 11月末までの実施状況

- 不適正な募集行為（不祥事件・不祥事故）が認められた募集人については、かんぽ生命によるリニエンシー適用により「募集人処分免除」とされた場合も含め処分を実施。
- 特に非違の情状が重い者については、懲戒解雇を行う等、原則的な量定に加重した処分を実施
- 深掘調査に係る募集人調査の判定通知未済者、再調査が必要な者等を除き、募集人資格処分が確定した者に対して人事処分を実施

■ 特定事案

| 人事処分検討対象数※1 | 処分実施済者数 | 残数 |
|-------------|---------|--------|
| 2,402人 | 1,142人 | 1,260人 |

※1:かんぽ生命資格処分者数から、人事処分執行前に退職した者の数を除く

■ 多数契約調査事案

| 人事処分検討対象数※1 | 処分実施済者数 | 残数※2 |
|-------------|---------|------|
| 75人 | 31人 | 44人 |

※1:かんぽ生命資格処分者数から、人事処分執行前に退職した者の数を除く

※2:12月上旬に2名の懲戒解雇を実施

【残数内訳】①～④重複あり

| | |
|-----------------------------|-------|
| ① 深掘調査対象者 | 約810人 |
| ② 研修未修了者（修了後資格処分確定） | 約100人 |
| ③ かんぽ生命への募集人資格処分内容の再確認・調査依頼 | 約290人 |
| ④ パワハラ・違反指示等の申し出により処分保留中 | 約80人 |

(2) 今後の見通し

■ 特定事案

- 深掘調査の募集人調査の判定に基づき、人事処分を検討・実施
- 研修修了後（募集人資格処分確定後）、人事処分を検討・実施
- かんぽ生命での調査完了後、人事処分検討・実施
- 管理者等への調査終了後、人事処分検討・実施

■ 多数契約調査事案

- 多数事案契約調査の内容、深掘調査の募集人調査の判定を踏まえ、人事処分を検討・実施（12月～1月終了とする見込み）

2 本社支社の役員・当時の責任者等に対する措置状況、募集人の当時の管理者等（郵便局長・郵便局部長等）に対する処分状況

(1) 11月末までの実施状況

ア 本社支社（役員及び営業部門等を担当していた責任者）

- 今般の募集に係る問題について、不適正募集を多数発生させたことによりお客さまへの不利益を生じさせ、郵便局や郵政グループに対する信頼を大きく損ねたこと、金融庁及び総務省から3か月間の業務停止命令という処分が下されたことなど、過去の例では収まらない創業以来の危機を招いたことを重く受け止め、日本郵便・かんぽ生命の本社・支社・エリア本部等において責任を有していた者に対して厳格な処分等を実施

| (ア) 募集人の人事処分の実施前に、経営責任として、次のとおり対処（かんぽ生命においても同様に対処） | 実施数 |
|--|-----------------------------------|
| ① 代表取締役社長、取締役会長の辞任（2020年1月） | - |
| ② 執行役員の報酬減額（40%～5%）（2020年1月～6月まで） | 執行役員全員 |
| ③ 本社・支社管理社員全員の夏期賞与減額（5%相当）（2020年3月公表） | 本社支社 管理社員全員 |
| (イ) 募集人の人事処分を開始するタイミングで、当時の責任者に対する問責として処分等を実施 | 実施数 |
| ① 当時の執行役員への厳重注意と報酬の減額（2020年7月） | 39人 (かんぽ生命を含む。 うち日本郵便20人) |
| ② 当時の本社支社の責任者※において、新規契約獲得に偏重した指導・管理、また、適正募集に向けた対応や取組みに改善すべき点があったと判断し懲戒処分を実施。（2020年7月）なお、営業部門の責任者（営業部長・金融渉外本部長）は担当する郵便局における不祥事故発生状況に基づき処分量定を加重。 | 339人 (かんぽ生命を含む。 うち日本郵便243人) |

※ 本社：金融営業部長、金融業務部長等

支社：支社長、副支社長、経営管理本部長・副部長、金融営業部長、金融業務部長、金融渉外本部長等

イ 郵便局管理者等

- 従来は定められた研修・指導等の履行や書面の形式的チェックを行っていた事実があれば「懲戒処分なし」としていたが、今回の不祥事の重大性に鑑み当時の管理者の責任を明確にし、懲戒処分を実施（2020年7月から順次実施）

| 募集人の当時の管理者等の処分状況 | 実施数 |
|----------------------------|------|
| 個別具体的な過怠、実態把握不十分（2020年7月～） | 499人 |

(2) 管理者等による非違発生状況及び調査状況（11月末現在）

- 10月末現在の申告等に基づき調査

| 起点となった調査 | 事実あり | 事実なし | 調査中（判定中含む） |
|---|--|------|------------|
| ① 募集人から提出される非違行為に係る顛末及び弁明する事情等を記載した書面に具体的な記載があったものに対する調査※1 ② その他、不適正行為の可能性がある管理者に対する調査※2 | 4人 <small>（処分量定検討の上、速やかに人事処分実施※3）</small> | 175人 | 110人 |

※1:募集人から、不適正募集の背景として、管理者からのパワハラや違反指示行為、不適正募集等を認識していた等の申し出があった場合

※2:一定数以上の不適正募集が発生している職場の管理者、また、不適正募集をした募集人からの申告によらず、各支社で関係者へのヒアリングによりパワハラ行為等の可能性がある場合

※3:事実が認められた者に関しては、12月中旬目途で処分を予定。